

平成18年第5回教育委員会臨時会記録

平成18年9月1日（金）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成18年9月1日(金) 午前10時00分～午前10時14分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 職務代理者 宮坂 公夫
委員 大藏 雄之助 委員 安本 ゆみ
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐藤 博継 学校適正配置担当部長 小澄 龍太郎
庶務課長 松岡 敬明 学校適正配置担当課長 吉田 順之
学校運営課長 井口 順司 学務課長 渡辺 幸一
指導室長 種村 明頼 社会教育スポーツ課長 赤井 則夫
済美教育センター所長 根本 信司 中央図書館長 齋木 雅之

事務局職員 庶務係長 小今井 七洋 法規担当係長 石井 康宏
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 0 名

会議に付した事件

(議案)

議案第48号 杉並区監査委員の給与等に関する条例及び杉並区行政委員会
の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第49号 平成18年度杉並区一般会計補正予算(第2号)

目 次

会議録署名委員の指名について	3
議案審議	
議案第48号 杉並区監査委員の給与等に関する条例及び杉並区行政 委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例	3
議案第49号 平成18年度杉並区一般会計補正予算（第2号）	4

委員長 朝早くからお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから第5回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、安本委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり議案が2件となっております。すべての議案が、平成18年第3回区議会定例会の提出予定議案で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条」に基づく、区長からの意見聴取案件となっております。したがって、同法律第13条によりまして、本日の会議を非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんので、本日の会議は非公開といたします。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第48号「杉並区監査委員の給与等に関する条例及び杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長、ご説明をお願いします。

庶務課長 それでは、議案第48号「杉並区監査委員の給与等に関する条例及び杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますけれども、平成18年第3回杉並区議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、杉並区長から杉並区教育委員会に意見を求められたためでございます。

お手元の資料の新旧対照表のページをお開きください。

現在、非常勤の監査委員及び行政委員会の委員が、特別区の区域内を旅行したとき等は、費用弁償として日額6,000円を支給しているところでございます。これらの費用弁償につきまして、実費を対象としてこれを弁償することとし、費用を要した都度、その実費相当を計算して支給することといたしました。このことに伴い、日額による費用弁償を廃止する必要があるため、この条例案が提出されるものでございます。

なお、この条例の改正にあたりましては、関連する2件の条例につきまして、条立てで改正することとしてございます。まず、第1条におきまして、杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部、また、第2条におきまして、杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部をそれぞれ改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、日額による費用弁償の根拠規定を削除するものでございます。

最後に、附則でございますが、附則第1項は、この条例の施行期日を定めるものでございませ

て、平成18年11月1日から施行することとしております。附則第2項は、必要な経過措置を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 では、ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。
ございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第48号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

次に、日程第2、議案第49号「平成18年度杉並区一般会計補正予算(第2号)」を上程し、審議いたします。

同じく庶務課長お願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第49号「平成18年度杉並区一般会計補正予算(第2号)」につきまして、ご説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、先ほどの議案と同様に、平成18年第3回杉並区議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、杉並区長から杉並区教育委員会に意見を求められたためでございます。

それでは、お手元の資料の「一般会計補正予算概要」の表紙を1枚おめくりいただきまして、歳入歳出予算の欄をご覧ください。大きく分けまして、3点あります。

1点目は、特別区小中学校改築事業特別交付金という交付金に伴います歳入予算の補正でございます。高井戸小学校の改築、4億7,352万4,000円。それから、方南小学校改築、5億1,298万4,000円。これが東京都からの改築事業特別交付金ということで、歳入に繰り込むものでございます。

続いて2点目、歳出でございますが、方南小学校改築というところに補正額4,300万円という記載がございます。この内容でございますが、遺跡発掘を17年度から行ってございまして、今年の8月31日まで発掘作業をしておりました。出土品等々、今後の整理・保存、報告書の作成に関わる予算4,300万円を歳出ということで補正を行うものであります。

大きく分けての3点目でございますが、「備考」欄に財源更正というように記載されているものがございます。上から行きますと「学校教育諸施設整備充実」の小学校分。下に行きまして、同じく「学校教育諸施設整備充実」の中学校分。それから、「図書館建設」、「図書館改修」。この4項目につきましては、特定財源から一般財源へ組み替えを行うものでございます。主たる

理由は、前年度の繰越金が予想以上に多かったということで、一般財源への組み替えを行うものです。なお、1ページおめくりいただきまして、先ほどの「方南小学校改築」関連の4,300万円につきましては、繰越明許費補正ということで、これは平成20年3月までかかるということで、年度を越えて支出できる形で補正を行うものであります。

私からは、以上でございます。

委員長 はい、わかりました。では、ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第49号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんので、原案どおり可決いたします。

予定されました日程、これですべて終了いたしました。

本日の会議を閉じさせていただきます。ありがとうございました。